

14 文化財

計画地において、表1.4.14-1に示すとおり、埋蔵文化財の遺構・遺物状況を調査し、工事中における土地造成(切土・盛土)、樹木の伐採(伐根)、掘削(構造物基礎築造(パネル架台基礎を含む))に伴う埋蔵文化財への影響について予測及び評価を行った。

表1.4.14-1 影響要因の区分と環境要素の区分、並びに調査項目との関係(文化財)

影響要因の区分		環境要素の区分	調査項目
工事による影響	土地造成 (切土・盛土)	文化財	埋蔵文化財
	樹木の伐採 (伐根)		
	掘削 (構造物基礎築造)		

14.1 調査

(1) 調査項目

本事業に伴う埋蔵文化財への影響について予測するための基礎資料を得ることを目的に、表1.4.14-1に示す項目について調査を行った。

(2) 調査方法

文化財の調査内容は、表1.4.14-2に示すとおりである。

表1.4.14-2 調査内容(文化財)

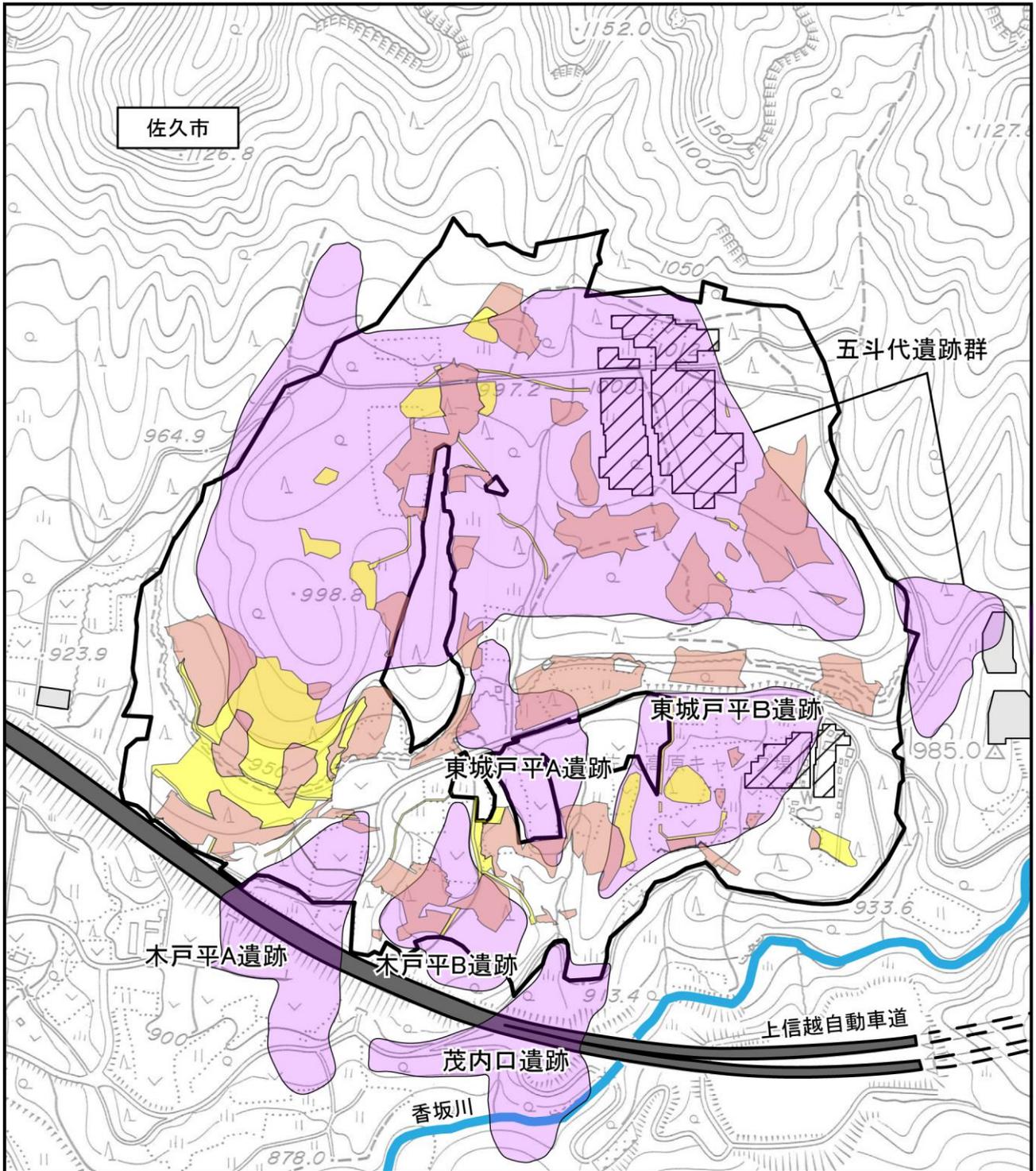
環境要素	調査項目	調査方法	調査頻度・時期等
文化財	埋蔵文化財	既存文献調査、長野県・佐久市教育委員会からの聞き取り調査及び文化財保護法(施行令)に基づく工事前試掘調査により文化財の有無・特徴等を確認する方法	1回

(3) 調査地域及び地点

文化財の調査地域は、長野県及び佐久市教育委員会からの聞き取り調査の結果、計画地が周知の埋蔵文化財包蔵地であることを確認したため、文化財保護法第93条第1項、同第184条第1項による埋蔵文化財発掘の届出に基づき、計画地全域とした。

文化財の調査地点は、佐久市教育委員会との現地踏査の結果、その地形、地質、工事による土地改変度合を鑑みながら表1.4.14-2で示した調査方法ごとに調査地点の指示をいただいた。

土地の改変を伴う土地造成(切土・盛土)、伐根を伴う地均し、構造物基礎を明示した土地改変範囲と埋蔵文化財包蔵地の重ね図を図1.4.14-1に示し、現地踏査の結果、佐久市教育委員会より指示いただいた調査方法ごとの調査地点位置は図1.4.14-2に示すとおりとなった。



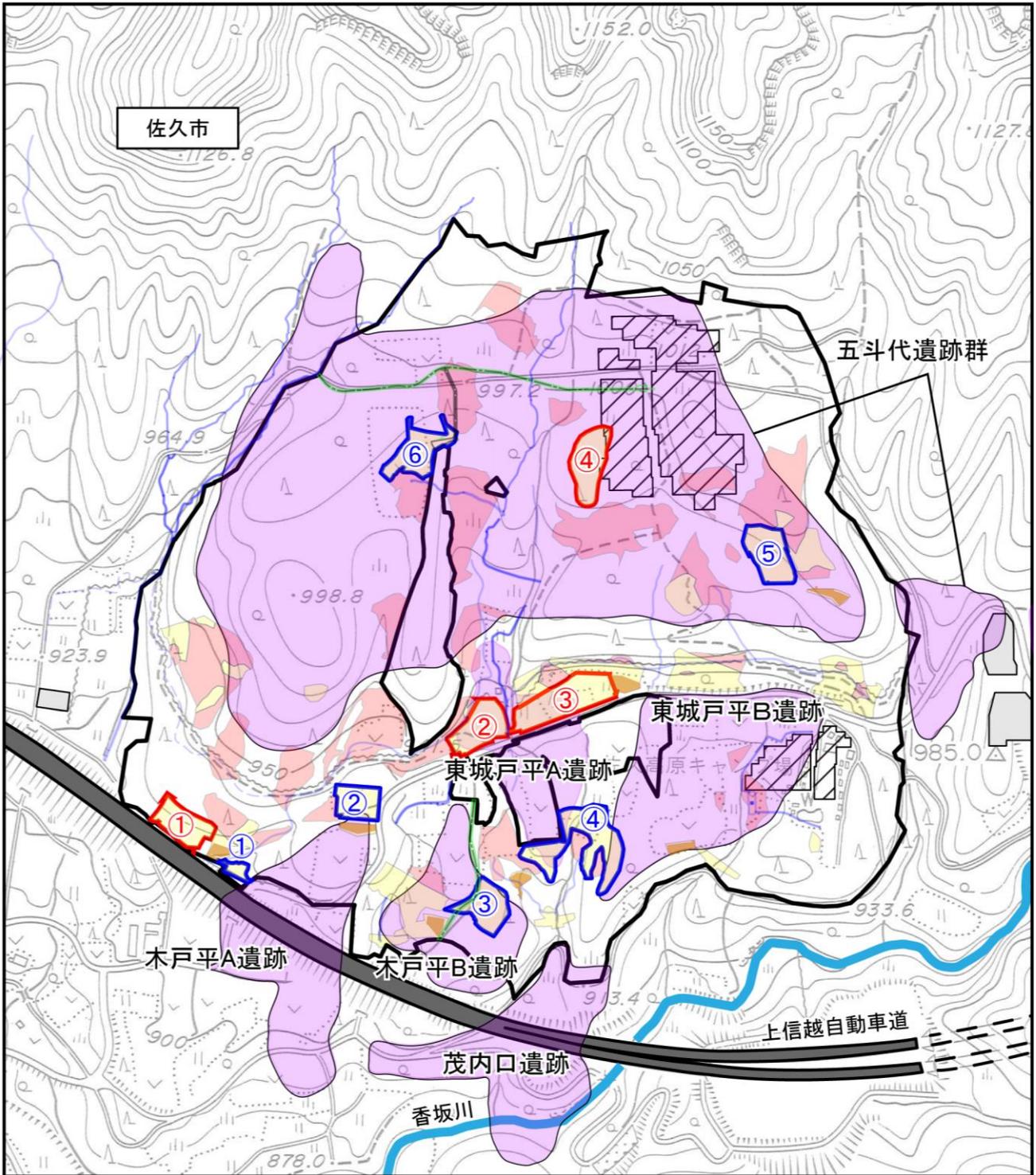
凡 例

- | | | |
|--|--|--|
|  計画地 |  埋蔵文化財包蔵地
(計画地に該当する範囲のみ) |  伐採・伐根を伴う切盛造成範囲 |
|  高速道路 |  伐採・伐根による地均し範囲 | |
|  河 川 | | |

注1) 図中の□は、既存の太陽光パネルの設置範囲であり、▨は既存発電所用地にある太陽光パネルを更新する範囲である。
 注2) この地図は、佐久市の1万分の1佐久市NO. 3を使用したものである。

図1.4.14-1 土地改変範囲と埋蔵文化財包蔵地の関係





凡例

- | | | | |
|---|------|---|--|
|  | 計画地 |  | 埋蔵文化財包蔵地
(計画地に該当する範囲のみ) |
|  | 高速道路 |  | 試堀確認4ヶ所(①~④) |
|  | 河川 |  | 工事立会6ヶ所(①~⑥)
(工事立会⑤は令和2年4月3日付で試掘調査を実施した結果、
工事立会とする調査報告書を受領。) |

注1) 図中の□は、既存の太陽光パネルの設置範囲であり、▨は既存発電所用地にある太陽光パネルを更新する範囲である。
 注2) この地図は、佐久市の1万分の1佐久市NO. 3を使用したものである。

図1.4.14-2 佐久市教育委員会が現地踏査を実施した結果による調査対象地点位置図



(4) 調査期間

文化財の調査期間は、表1.4.14-3に示すとおりである。

表1.4.14-3 調査期間（文化財）

調査項目	調査方法	
埋蔵文化財	<u>令和元年11月19日</u> ：第1回佐久市教育委員会への聞き取り調査 （土木工事等のための埋蔵文化財発掘の届出を長野県教育委員会へ提出） （埋蔵文化財包蔵地の発掘調査について（依頼）を佐久市教育委員会へ提出）	
	<u>令和元年12月10日</u> ：第1回佐久市教育委員会立会いによる試掘調査 （令和2年4月3日付け試掘等調査の結果について（届出）を受領）	
	<u>令和3年9月17日</u> ：第2回佐久市教育委員会への聞き取り調査 （土木工事等のための埋蔵文化財発掘の届出を長野県教育委員会へ提出） （埋蔵文化財包蔵地の発掘調査について（依頼）を佐久市教育委員会へ提出）	
	<u>令和3年10月12日</u> ：佐久市教育委員会による計画区域内全域を対象とした現地踏査	
	<u>令和3年10月20日～10月27日</u> ：第2回佐久市教育委員会立会いによる試掘調査 （令和3年11月1日付け試掘等調査の結果について（通知）を受領）	

(5) 調査結果

佐久市教育委員会への聞き取り調査の結果、計画地内には図1.4.14-1に示すとおり、五斗代遺跡群、東城戸平遺跡、木戸平遺跡といった周知の埋蔵文化財包蔵地が分布している。

令和元年12月10日実施の第1回試掘調査では、佐久市教育委員会立会いのもと、当時の計画で計6ヶ所あった調整池予定地を中心に埋蔵文化財包蔵地の位置、範囲、地形、地質について現地を確認し、一部の調整池予定地（現計画のNo.8調整池を含む範囲）について試掘調査を実施した（図1.4.14-3～5参照）。

令和2年4月3日付け試掘等調査の結果について（届出）では、佐久市教育委員会より、遺構・遺物は発見されず、本調査の必要はなしとの報告を受け、今後は造成工事の際に工事立会を行うよう指導をいただいた。

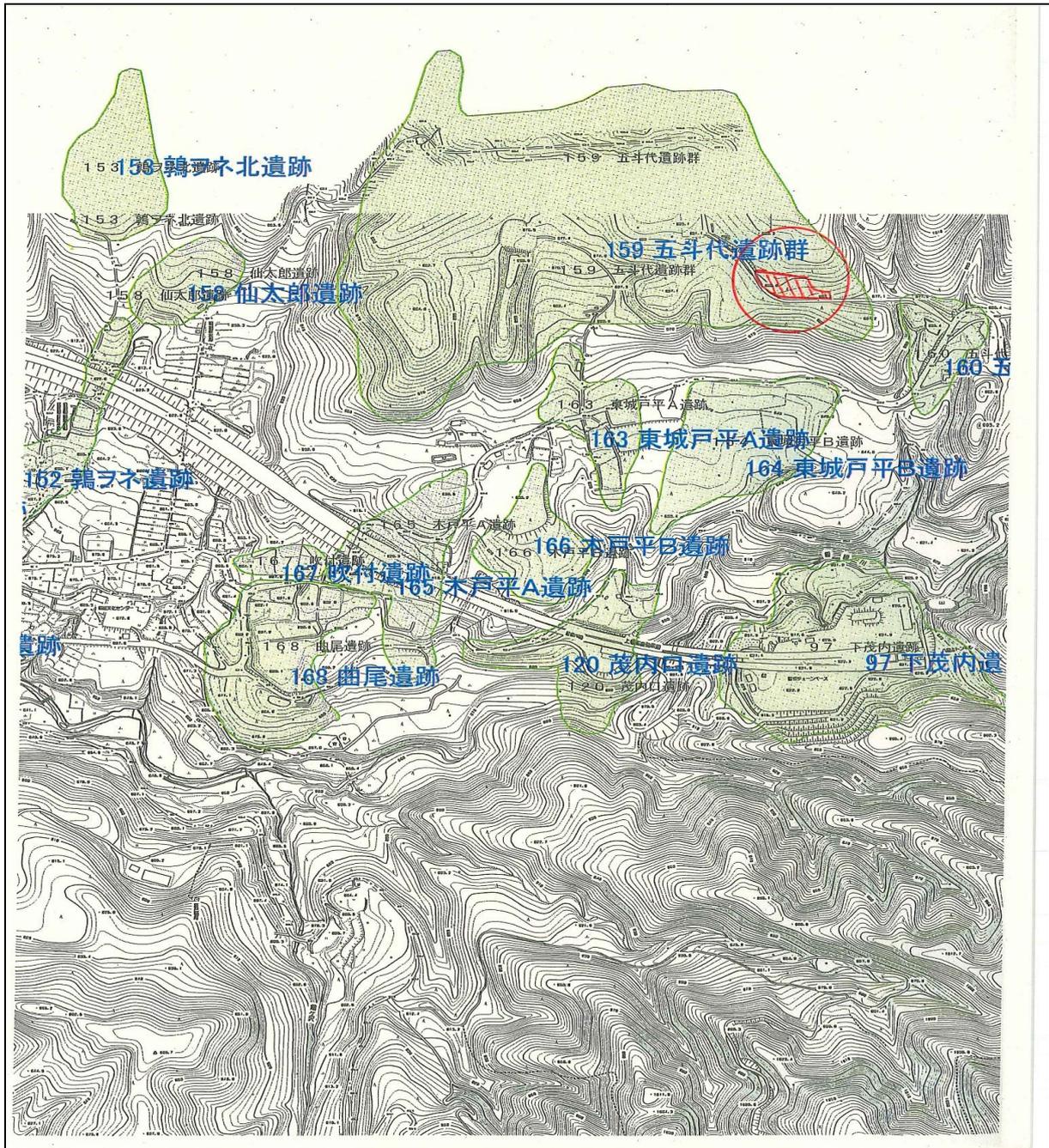
その後、造成計画や調整池計画の変更があったため、令和3年9月17日に変更計画全体に対する聞き取り調査を再実施し、令和3年10月20日から27日の間に佐久市教育委員会立会いのもと第2回試掘調査を実施した（図1.4.14-6～13参照）。

令和3年11月1日付け試掘等調査の結果について（通知）では、図1.4.14-2に示す試掘確認①地点のNo.1調整池予定地（詳細図は図1.4.14-8参照）の表層部より、縄文土器片が1片出土したのみであったため、佐久市教育委員会より本調査は行わず工事立会を行うよう指導をいただいた。

また、図1.4.14-2に示す試掘確認④地点の切土部（詳細図は図1.4.14-11参照）では縄文時代の落とし穴と考えられる遺構が4基発見されたため、佐久市教育委員会と

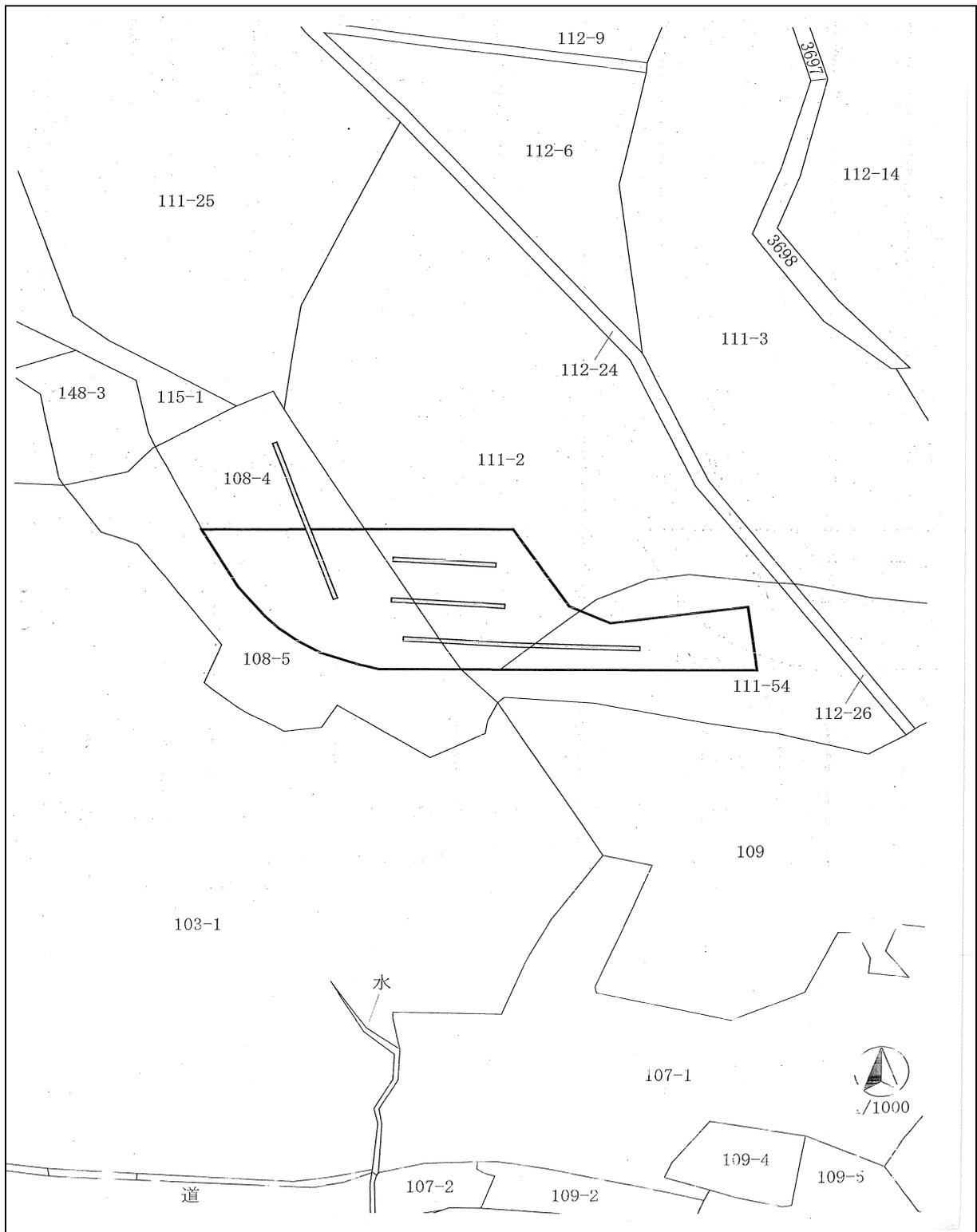
の文化財保護協議の結果、表層50cm厚程度の鋤取りにとどめ、30cm厚以上の保護層を設ける計画に変更することで、本調査は行わず状況確認のための工事立会を行うよう指導をいただいた。

なお、試掘確認②・③のNo.4調整池予定地（詳細図は図1.4.14-9～10参照）では、遺構・遺跡は発見されなかった。



資料：「周知の埋蔵文化財包蔵地における試掘等調査の結果について（届出）」（令和2年4月3日付け、佐久市教育委員会）

図1.4.14-3 埋蔵文化財の第1回試掘箇所
（令和元年12月10日実施：No.8調整池予定地を含む範囲）

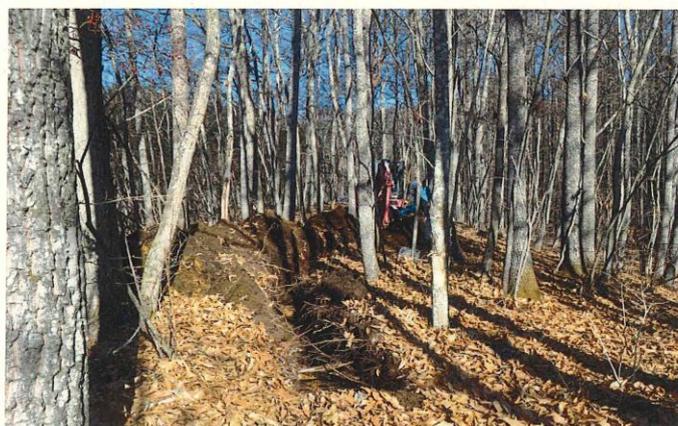


資料：「周知の埋蔵文化財包蔵地における試掘等調査の結果について（届出）」（令和2年4月3日付け、佐久市教育委員会）

図1.4.14-4 埋蔵文化財の第1回試掘箇所詳細
（令和元年12月10日実施：No.8調整池予定地を含む範囲）



調査状況(東から)



調査状況(南から)



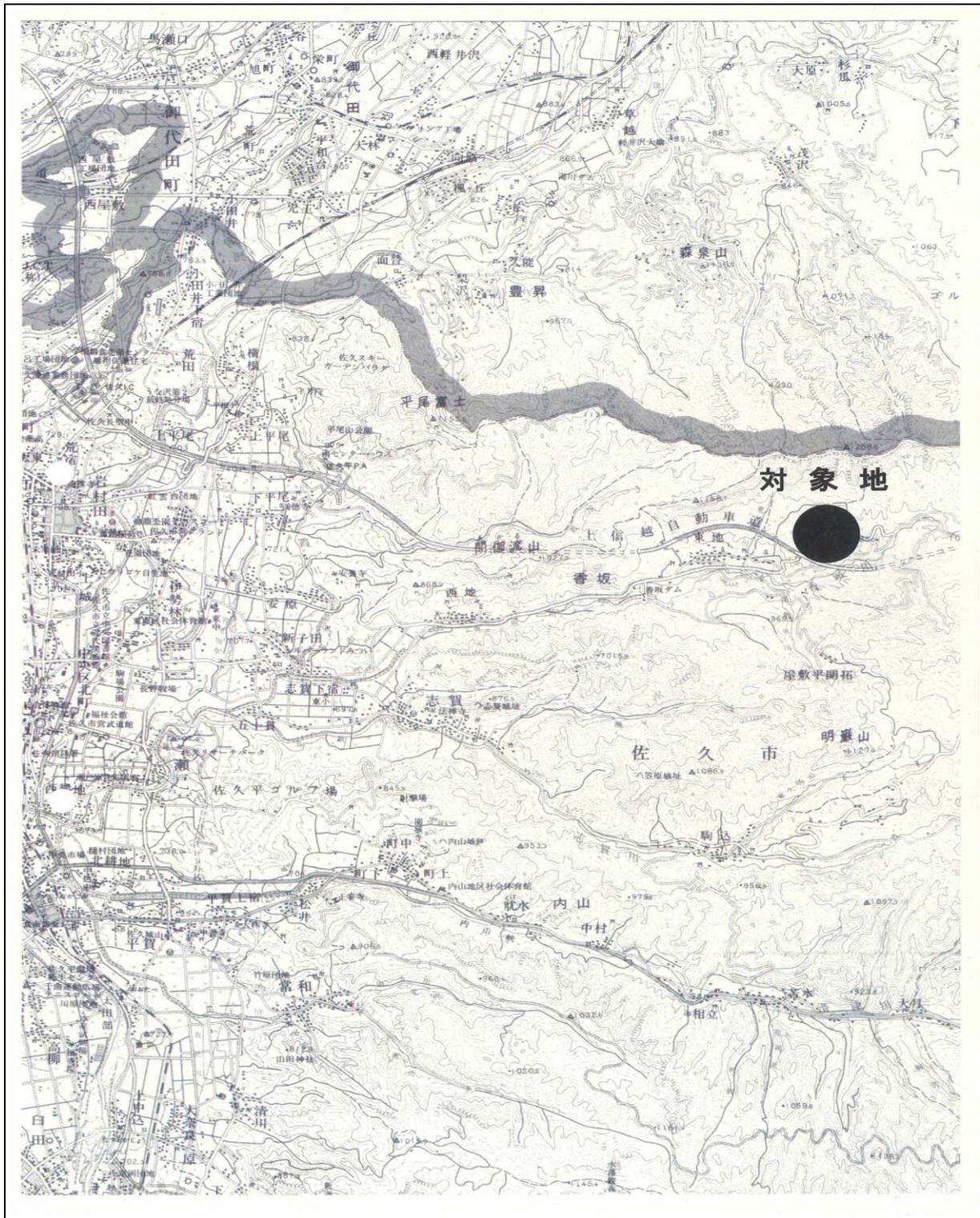
谷部層序



尾根部層序

資料：「周知の埋蔵文化財包蔵地における試掘等調査の結果について（届出）」（令和2年4月3日付け、佐久市教育委員会）

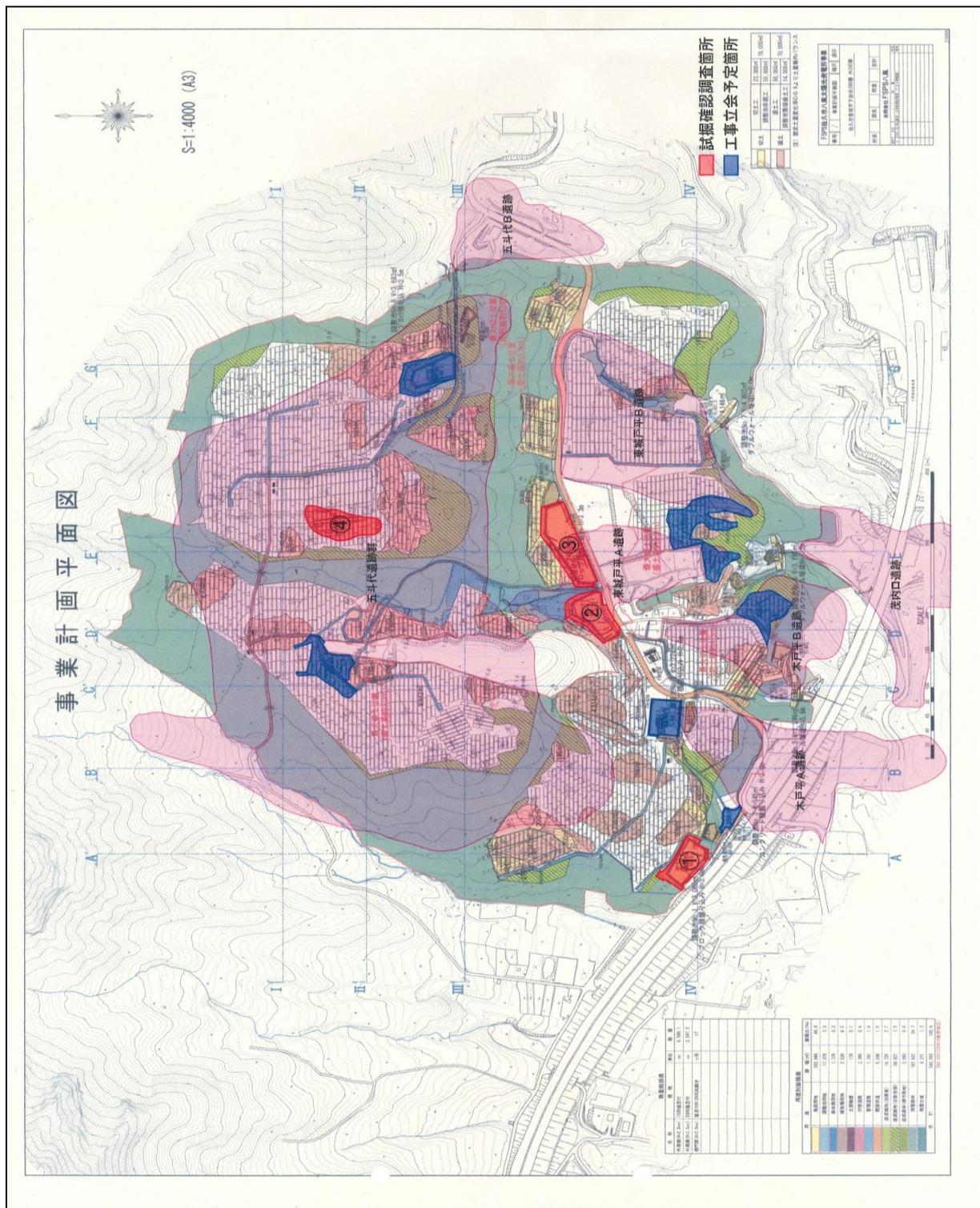
図1.4.14-5 埋蔵文化財の第1回試掘状況
（令和元年12月10日実施：No.8調整池を含む範囲）



資料：「周知の埋蔵文化財包蔵地における試掘等調査の結果について（通知）」（令和3年11月1日付け、佐久市教育委員会）

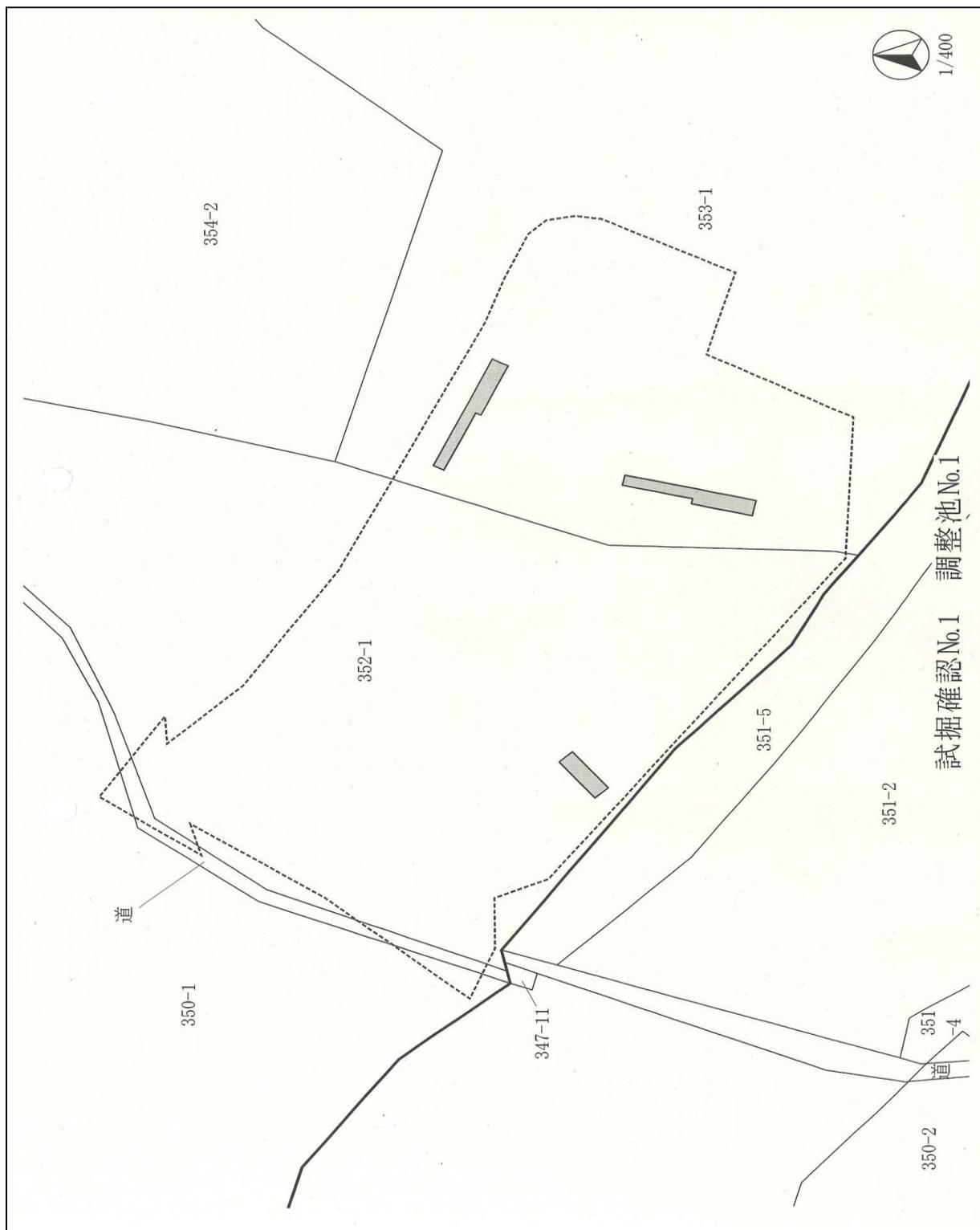
図1.4.14-6 埋蔵文化財の第2回試掘調査対象地位置図

（令和3年10月20日～10月27日実施：計画地全域）



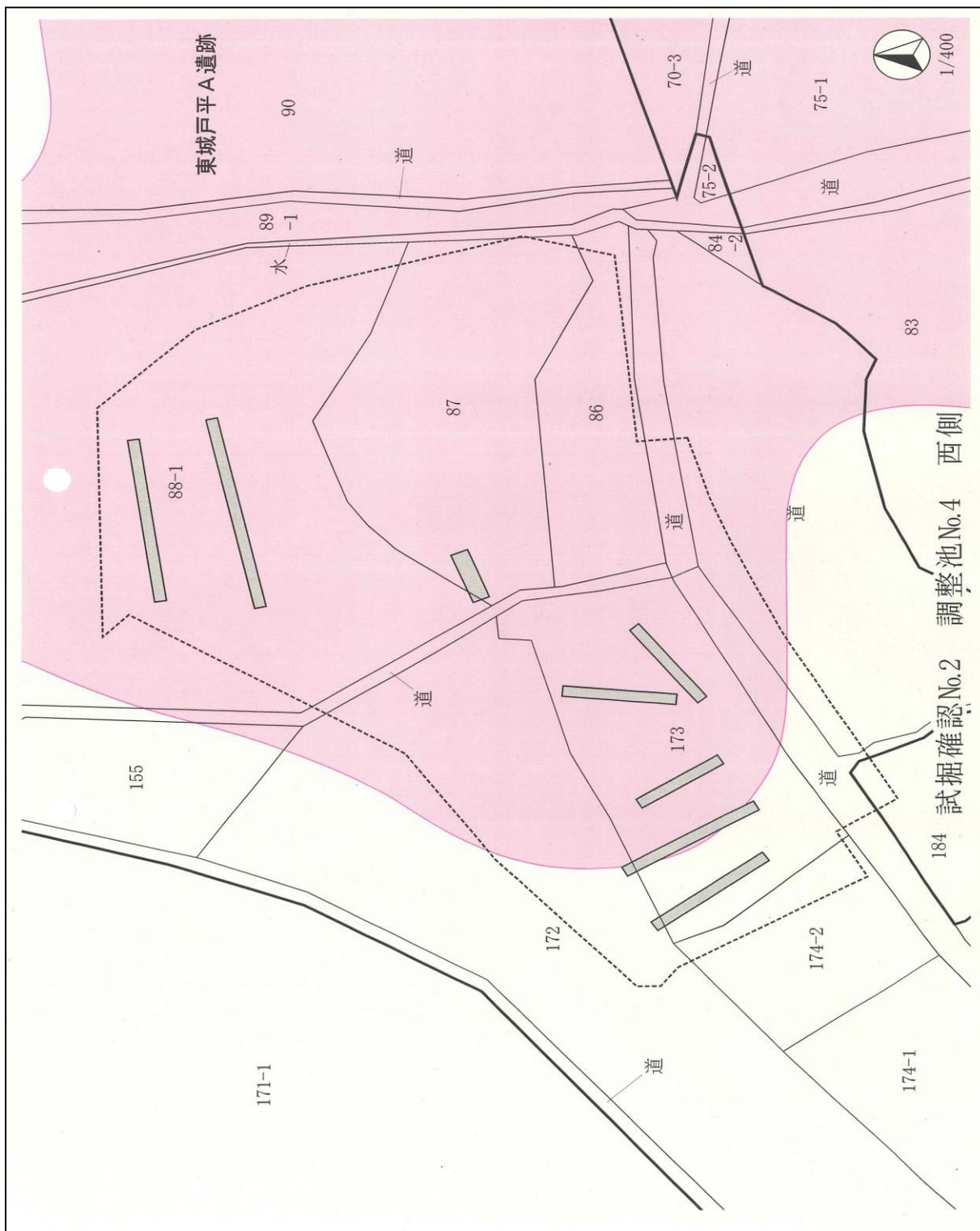
資料：「周知の埋蔵文化財包蔵地における試掘等調査の結果について（通知）」（令和3年11月1日付け、佐久市教育委員会）

図1.4.14-7 佐久市教育委員会による第2回試掘実施箇所及び工事立会予定箇所
（令和3年10月20日～10月27日実施：計画地全域）



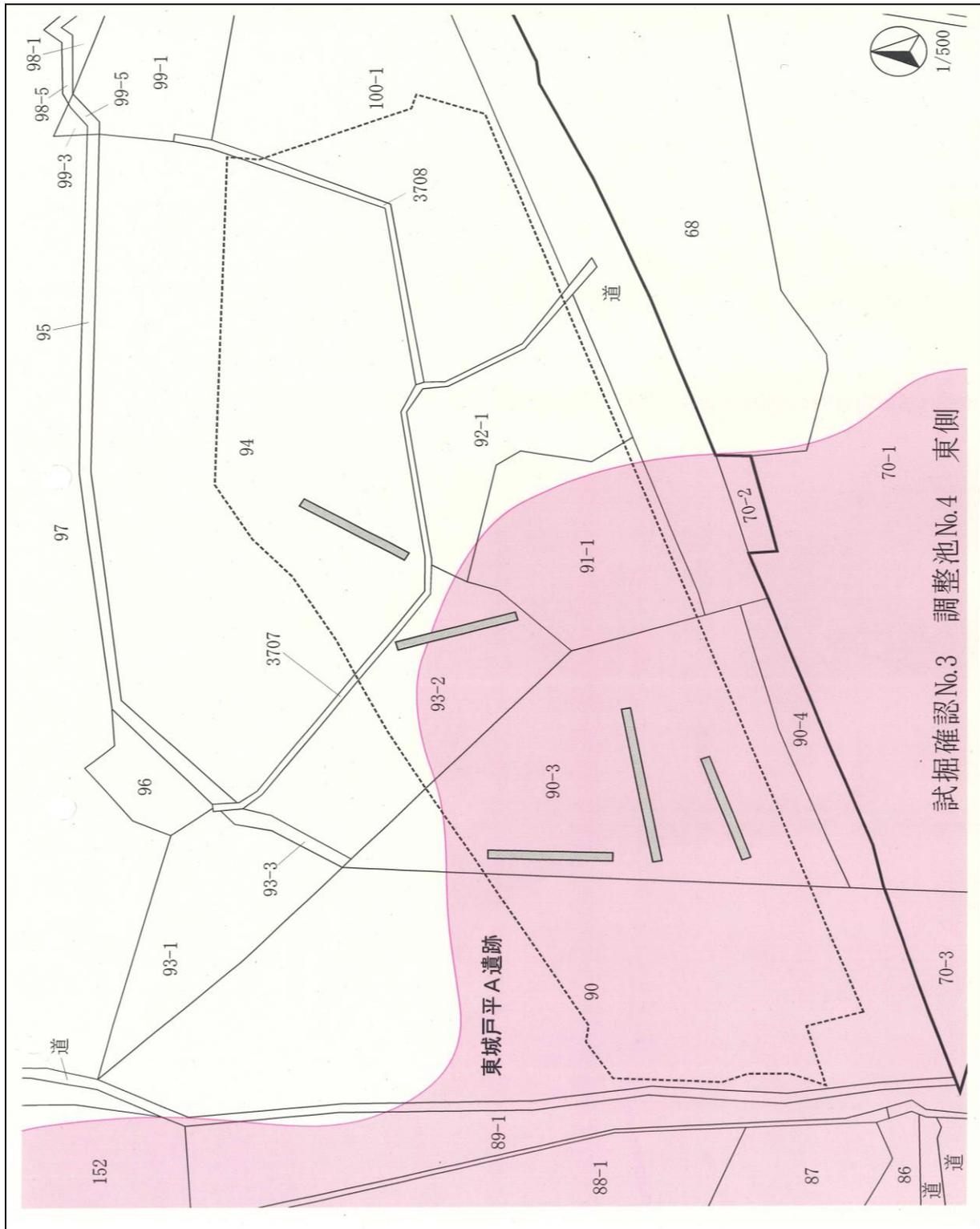
資料：「周知の埋蔵文化財包蔵地における試掘等調査の結果について（通知）」（令和3年11月1日付け、佐久市教育委員会）

図1.4.14-8 埋蔵文化財の第2回試掘箇所詳細 試掘確認①の調整池No.1予定地
（令和3年10月20日～10月27日実施：計画地全域）



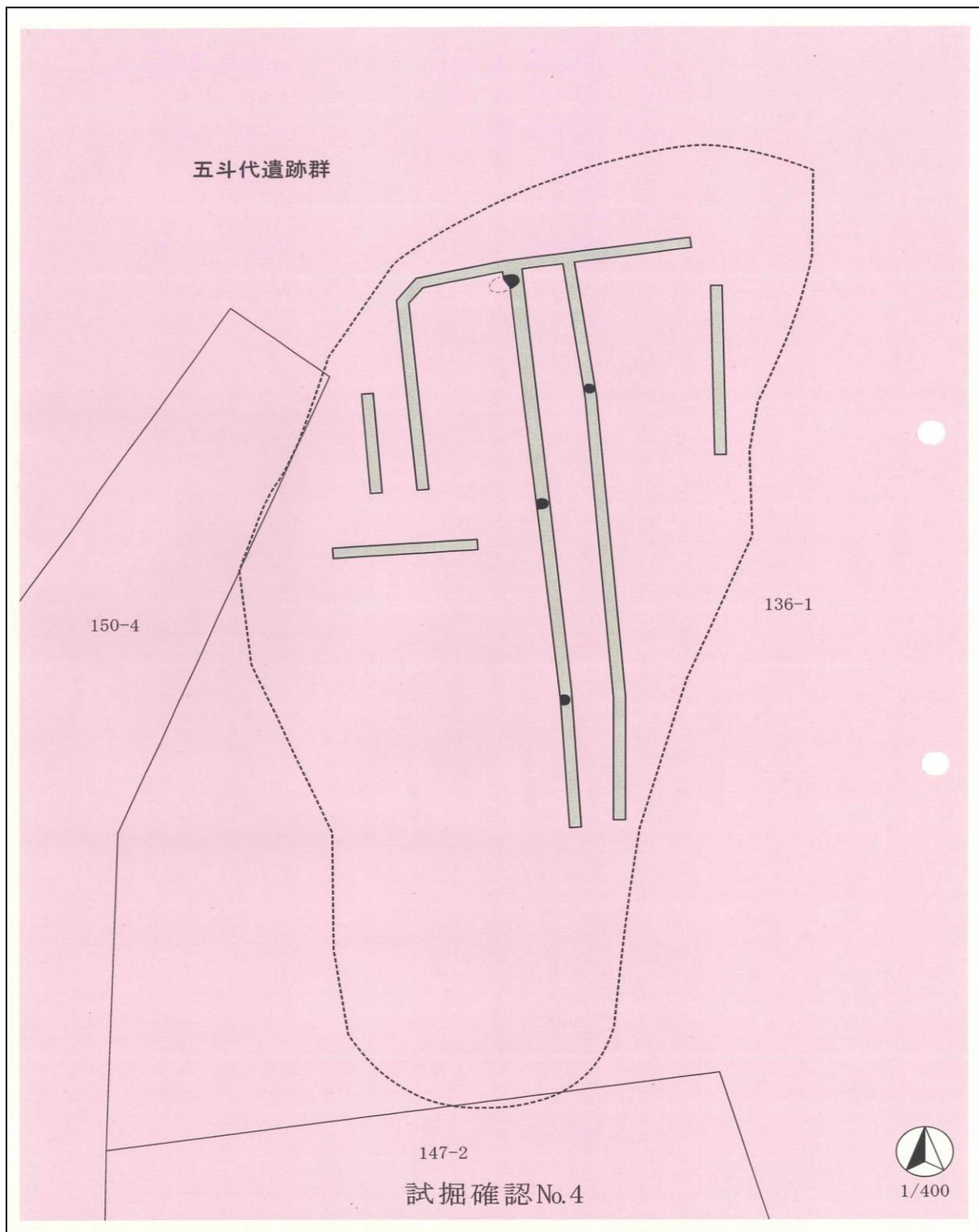
資料：「周知の埋蔵文化財包蔵地における試掘等調査の結果について（通知）」（令和3年11月1日付け、佐久市教育委員会）

図1.4.14-9 埋蔵文化財の第2回試掘箇所詳細 試掘確認②の調整池No.4西側予定地
（令和3年10月20日～10月27日実施：計画地全域）



資料：「周知の埋蔵文化財包蔵地における試掘等調査の結果について（通知）」（令和3年11月1日付け、佐久市教育委員会）

図1.4.14-10 埋蔵文化財の第2回試掘箇所詳細 試掘確認③の調整池No.4東側予定地
（令和3年10月20日～10月27日実施：計画地全域）



資料：「周知の埋蔵文化財包蔵地における試掘等調査の結果について（通知）」（令和3年11月1日付け、佐久市教育委員会）

図1.4.14-11 埋蔵文化財の第2回試掘箇所詳細 試掘確認④の切土部予定地
（令和3年10月20日～10月27日実施：計画地全域）



調査状況(東から)



遺構検出状況(南から)



層序

資料：「周知の埋蔵文化財包蔵地における試掘等調査の結果について（通知）」（令和3年11月1日付け、佐久市教育委員会）

図1.4.14-12 埋蔵文化財の第2回試掘状況
（令和3年10月20日～10月27日実施：計画地全域）



調査状況(北から)



遺構検出状況(南から)



層序

資料：「周知の埋蔵文化財包蔵地における試掘等調査の結果について（通知）」（令和3年11月1日付け、佐久市教育委員会）

図1.4.14-13 埋蔵文化財の第2回試掘状況
（令和3年10月20日～10月27日実施：計画地全域）

14.2 予測及び評価の結果

文化財に係る予測事項は表1.4.14-4に、予測手法の概要は表1.4.14-5に示すとおりである。

表1.4.14-4 文化財に係る予測事項

	予測事項
工事による影響	(1)埋蔵文化財への影響の程度

表1.4.14-5 文化財に係る予測手法の概要（工事による影響）

影響要因の区分		予測事項	予測方法	予測地域・地点	予測対象時期等
工事による影響	土地造成 (切土・盛土)	埋蔵文化財への影響の程度	事業計画との重ね合わせにより予測する	計画地内	工事による影響が最大となる時期
	樹木の伐採 (伐根)				
	掘削 (構造物基礎築造)				

(1) 埋蔵文化財への影響の程度

① 予測地域及び地点

予測地域は、調査地域と同様に、計画地全域とした。

② 予測対象時期

予測対象時期は、埋蔵文化財に影響を及ぼすことが考えられる土地造成（切土・盛土）、樹木の伐採（伐根）、掘削（構造物基礎築造）、土地の改変が行われる時期とした。

③ 予測方法

埋蔵文化財への影響の程度について、事業計画における切土等の土地改変計画と埋蔵文化財包蔵地の重ね合わせにより予測を行った（図1.4.14-1参照）。

④ 予測結果

本事業では、「第1章 事業計画の概要 5 5.5 (2)」(p.1.1-14~20参照)に示すとおり、工事の実施にあたって、切土・盛土面積の縮小、切土高・盛土高の抑制、樹木の伐根を極力抑制するといった計画としている。また、この計画に基づき佐久市教育委員会による試掘調査が行われ、その結果、佐久市教育委員会の指導を踏まえ遺構が確認された一部の切土予定地は切土厚を縮小し鋤取りにとどめる計画としている。今後の対応について、佐久市教育委員会による試掘等調査の結果報告では、何れの試掘調査地点とも本調査は行わず、状況確認のため工事立会を実施する指導をいただいている。

以上のように、本事業では試掘調査結果や佐久市教育委員会の指導を踏まえた土地造成等を計画しており、今後の対応についても佐久市教育委員会と協議を行っていることから、現時点において埋蔵文化財への影響はほぼないものと予測する。

⑤ 予測結果の信頼性

予測結果の信頼性に係る条件の設定内容及び予測結果との関係は、表1.4.14-6に示すとおりである。

予測にあたっては、土地改変の範囲については事業計画に基づき、環境影響を適切に把握できる条件や佐久市教育委員会との協議を踏まえた対応を考慮している。このため、予測結果は環境影響の程度を評価するにあたって信頼性を有していると考えられる。

表1.4.14-6 予測結果の信頼性に係る条件設定内容と予測結果との関係

項目	設定内容	予測結果との関係
土地改変の範囲	事業計画に基づき条件設定している。	事業計画に基づく土地の改変を伴う土地造成(切土・盛土)、伐根を伴う地均し、掘削を伴う構造物基礎範囲を予測条件として用いている。このため、予測結果については影響を適切に把握できる条件を考慮していると考ええる。 また、伐根を行う場合の土壌の改変深度や、太陽光パネル架台基礎の径・深度・ピッチ等も埋蔵文化財への影響要因として佐久市教育委員会と協議した結果、掘削範囲が狭小という判断により工事立会にて確認するとの回答をいただいております、協議を踏まえた適切な対応を考慮していると考ええる。

⑥ 環境保全措置の内容と経緯

本事業の実施にあたっては、できる限り環境への影響を緩和させるため、表1.4.14-7に示す環境保全措置を講じる方針である。

表1.4.14-7 環境保全措置(工事による影響)

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置の種類 ^{注)}
佐久市教育委員会との協議を踏まえた適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試掘調査により地表下80～100cmに堆積したローム層上面から遺構4基が確認された切土予定地は、保護層を30cm厚程度設けるよう佐久市教育委員会から指導があったため、それを確保したうえで表層50cm厚程度の鋤取りにとどめる計画とした。 ・ 佐久市教育委員会との協議を踏まえ、工事中には、6ヶ所の工事立会を行う。 ・ 土工事の状況の中で、佐久市教育委員会による工事立会は適時実施する。 ・ 工事中に新たな埋蔵文化財等を確認した場合には、文化財保護法第96条に従い、佐久市教育委員会に遅滞なく報告し、必要な指導及び助言をいただいたうえで適切な対応を行う。 	低減

注) 環境保全措置の種類

回避：全部または一部を行わないこと等により、影響を回避する。

低減：継続的な保護または維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代償：代用的な資源もしくは環境で置き換えまたは提供すること等により、影響を代償する。

⑦ 評価方法

調査結果、予測結果及び環境保全措置の内容を踏まえ、文化財に係る環境影響が実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかについて評価を行った。

⑧ 評価結果

本事業の土地改変の程度によっては埋蔵文化財に影響を及ぼす可能性があるが、「第1章 事業計画の概要 5.5.5 (2)」(p.1.1-14～20参照)に示すとおり、工事の実施にあたって、切土・盛土面積の縮小、切土高・盛土高の抑制、樹木の伐根を極力抑制するといった計画としている。

これらに加え、「⑥環境保全措置の内容と経緯」に示したように事業者としてできる限り環境への影響を低減するため「佐久市教育委員会との協議を踏まえた適切な対応」といった環境保全措置を講じる計画である。

以上のことから土地改変による埋蔵文化財への影響については、事業者の実施可能な範囲内でできる限り低減され、環境保全への配慮がなされていると評価する。